別表第二

増改築等工事証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

Ⅰ．所得税額の特別控除

１．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

第１号工事	□ １ 増築　□ ２ 改築　□ ３ 大規模の修繕　□ ４ 大規模の模様替	
第２号工事	１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ １ 床の過半の修繕又は模様替　□ ２ 階段の過半の修繕又は模様替 □ ３ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替　□ ４ 壁の過半の修繕又は模様替	
第３号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 □ １ 居室 □ ２ 調理室　□ ３ 浴室　□ ４ 便所　□ ５ 洗面所　□ ６ 納戸 □ ７ 玄関 □ ８ 廊下	
第４号工事（耐震改修工事）	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 □ １ 建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 □ ２ 地震に対する安全性に係る基準	
第５号工事(バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ １ 通路又は出入口の拡幅　□ ２ 階段の勾配の緩和　□ ３ 浴室の改良 □ ４ 便所の改良　□ ５ 手すりの取付　□ ６ 床の段差の解消 □ ７ 出入口の戸の改良　□ ８ 床材の取替	
第６号工事（省エネ改修工事）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 □ １ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 □ ２ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 □ ３ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 □ ４ 天井等の断熱性を高める工事　□ ５ 壁の断熱性を高める工事 □ ６ 床等の断熱性を高める工事
		地域区分：□ １１地域 □ ２２地域 □ ３３地域 □ ４４地域 □ ５５地域 □ ６６地域 □ ７７地域 □ ８８地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱性能等級：□ １ 等級１　□ ２ 等級２　□ ３ 等級３

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td></td><td rowspan="4">低炭素建築物新築等計画の認定に基づき新築等に係る工事を行う場合</td><td colspan="3">次に該当する修繕又は模様替
□ 1 窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 2 天井等 □ 3 壁 □ 4 床等</td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第 号</td></tr>
<tr><td colspan="2">低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td rowspan="11">改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td rowspan="7">住宅性能評価書により証明される場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替
□ 1 窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 2 天井等の断熱性を高める工事
□ 3 壁の断熱性を高める工事
□ 4 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域
□ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域
□ 7 7地域 □ 8 8地域</td></tr>
<tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1 等級１ □ 2 等級２ □ 3 等級３</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1 断熱等性能等級２
□ 2 断熱等性能等級３
□ 3 断熱等性能等級４以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関</td><td>名 称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第 号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第 号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">増改築に長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替
□ 1 窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 2 天井等の断熱性を高める工事
□ 3 壁の断熱性を高める工事
□ 4 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域
□ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域
□ 7 7地域 □ 8 8地域</td></tr>
<tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1 等級１ □ 2 等級２ □ 3 等級３</td></tr>
</table>

			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	□ 1　断熱等性能等級３ □ 2　断熱等性能等級４以上
			長期優良住宅建築等計画の認定主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第　　号
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年　月　日

（2）実施した工事の内容

（3）実施した工事の費用の額等

①　第１号工事～第６号工事に要した費用の額		円
②　第１号工事～第６号工事に係る補助金等の交付の有無		□ 有　□ 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
③　①から②を差し引いた額（100万円を超える場合）		円

２．償還期間が５年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別税額控除（工事完了後、令和３年12月31日までに入居したものに限る。））

（１）実施した工事の種別

<table>
<tr><td>高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：２％控除分）</td><td colspan="4">高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
☐ １ 通路又は出入口の拡幅　☐ ２ 階段の勾配の緩和　☐ ３ 浴室の改良
☐ ４ 便所の改良　☐ ５ 手すりの取付　☐ ６ 床の段差の解消
☐ ７ 出入口の戸の改良　☐ ８ 床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="8">特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：２％控除分）</td><td rowspan="4">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
☐ １ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事
☐ ２ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
☐ ３ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事

上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
☐ ４ 天井等の断熱性を高める工事　☐ ５ 壁の断熱性を高める工事
☐ ６ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">☐ １１地域　☐ ２２地域　☐ ３３地域　☐ ４４地域
☐ ５５地域　☐ ６６地域　☐ ７７地域　☐ ８８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">☐ １ 等級１　☐ ２ 等級２　☐ ３ 等級３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td colspan="2">次に該当する修繕又は模様替
☐ １ 窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
☐ ２ 天井等　☐ ３ 壁　☐ ４ 床等</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td rowspan="4">住宅性能評価書により証明される場合</td><td colspan="2">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替
☐ １ 窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
☐ ２ 天井等の断熱性を高める工事
☐ ３ 壁の断熱性を高める工事
☐ ４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>☐ １１地域　☐ ２２地域　☐ ３３地域
☐ ４４地域　☐ ５５地域　☐ ６６地域
☐ ７７地域　☐ ８８地域</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td><td rowspan="6"></td><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1　等級１ □ 2　等級２ □ 3　等級３</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の省エネ性能</td><td colspan="2">□ 1　断熱等性能等級４
□ 2　一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱性能等級３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="8">増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1　窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 2　天井等の断熱性を高める工事
□ 3　壁の断熱性を高める工事
□ 4　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">□ 1　１地域 □ 2　２地域 □ 3　３地域
□ 4　４地域 □ 5　５地域 □ 6　６地域
□ 7　７地域 □ 8　８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1　等級１ □ 2　等級２ □ 3　等級３</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅が相当する省エネ性能</td><td colspan="2">□ 1　断熱等性能等級４
□ 2　一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱性能等級３</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>断熱改修工事等（省エネ改修工事：１％控除分）</td><td colspan="4">エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事
□ 2　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
□ 3　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事

上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 4　天井等の断熱性を高める工事　　□ 5　壁の断熱性を高める工事
□ 6　床等の断熱性を高める工事
<table><tr><td>地域区分</td><td>□ 1　１地域　□ 2　２地域　□ 3　３地域　□ 4　４地域
□ 5　５地域　□ 6　６地域　□ 7　７地域　□ 8　８地域</td></tr><tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>□ 1　等級１　□ 2　等級２</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td colspan="2">次に該当する修繕又は模様替
□ 1 窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 2 天井等 □ 3 壁 □ 4 床等</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第 号</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>特定多世帯同居改修工事等（２％控除分）</td><td colspan="3">他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1 調理室を増設する工事 □ 2 浴室を増設する工事 □ 3 便所を増設する工事
□ 4 玄関を増設する工事
<table><tr><td></td><td>調理室の数</td><td>浴室の数</td><td>便所の数</td><td>玄関の数</td></tr><tr><td>改修工事前</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>改修工事後</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>特定耐久性向上改修工事等（２％控除分）</td><td colspan="3">特定断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1 小屋裏の換気工事 □ 2 小屋裏点検口の取付工事
□ 3 外壁の通気構造等工事 □ 4 浴室又は脱衣室の防水工事
□ 5 土台の防腐・防蟻工事 □ 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事
□ 7 床下の防湿工事 □ 8 床下点検口の取付工事
□ 9 雨どいの取付工事 □ 10 地盤の防蟻工事
□ 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事
<table><tr><td>第１号工事</td><td>□ １増築 □ ２改築 □ ３大規模の修繕 □ ４大規模の模様替</td></tr><tr><td>第２号工事</td><td>１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替
□ 1 床の過半の修繕又は模様替
□ 2 階段の過半の修繕又は模様替
□ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替
□ 4 壁の過半の修繕又は模様替</td></tr><tr><td>第３号工事</td><td>次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替
□ 1 居室 □ 2 調理室 □ 3 浴室 □ 4 便所
□ 5 洗面所 □ 6 納戸 □ 7 玄関 □ 8 廊下</td></tr></table><table><tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr><tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第 号</td></tr><tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table></td></tr>
</table>

上記と併せて行う第１号工事～第４号工事（１％控除分）	第１号工事	□ １ 増築　□ ２ 改築　□ ３ 大規模の修繕　□ ４ 大規模の模様替
	第２号工事	１棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 □ １ 床の過半の修繕又は模様替 □ ２ 階段の過半の修繕又は模様替 □ ３ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 □ ４ 壁の過半の修繕又は模様替
	第３号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 □ １ 居室　□ ２ 調理室　□ ３ 浴室　□ ４ 便所 □ ５ 洗面所　□ ６ 納戸　□ ７ 玄関　□ ８ 廊下
	第４号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 □ １ 建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 □ ２ 地震に対する安全性に係る基準

（２）実施した工事の内容

（3）実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第１号工事～第４号工事に要した費用の額		円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等（２％控除分）		
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額		円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等（２％控除分）		
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（２％控除分）		
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（２％控除分）		
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額		円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（１％控除分）		
ア 断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円

３．住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等又は子育て対応改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

<table>
<tr><td>①住宅耐震改修</td><td colspan="4">次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替
□ １ 建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定
□ ２ 地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
<tr><td>②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）</td><td colspan="4">高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ １ 通路又は出入口の拡幅　□ ２ 階段の勾配の緩和　□ ３ 浴室の改良
□ ４ 便所の改良　□ ５ 手すりの取付　□ ６ 床の段差の解消
□ ７ 出入口の戸の改良　□ ８ 床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="11">③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）</td><td rowspan="5">窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替
□ １ 窓の断熱性を高める工事
上記１と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ ２ 天井等の断熱性を高める工事　□ ３ 壁の断熱性を高める工事
□ ４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>□ １ １地域 □ ２ ２地域 □ ３ ３地域 □ ４ ４地域
□ ５ ５地域 □ ６ ６地域 □ ７ ７地域 □ ８ ８地域</td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td colspan="2">次に該当する修繕又は模様替
□ １ 窓
上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ ２ 天井等　□ ３ 壁　□ ４ 床等</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽熱利用冷温熱装置の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">潜熱回収型給湯器の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒートポンプ式電気給湯器の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">燃料電池コージェネレーションシステムの型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ガスエンジン給湯器の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">エアコンディショナーの型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電設備の型式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>安全対策工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>陸屋根防水基礎工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>積雪対策工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>塩害対策工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>幹線増強工事</td><td colspan="2">□ 有　□ 無</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>④多世帯同居改修工事等</td><td>他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1 調理室を増設する工事　□ 2 浴室を増設する工事 □ 3 便所を増設する工事
□ 4 玄関を増設する工事
<table>
<tr><td></td><td>調理室の数</td><td>浴室の数</td><td>便所の数</td><td>玄関の数</td></tr>
<tr><td>改修工事前</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>改修工事後</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑤耐久性向上改修工事等</td><td>対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1 小屋裏の換気工事　□ 2 小屋裏点検口の取付工事
□ 3 外壁の通気構造等工事　□ 4 浴室又は脱衣室の防水工事
□ 5 土台の防腐・防蟻工事　□ 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事
□ 7 床下の防湿工事　□ 8 床下点検口の取付工事
□ 9 雨どいの取付工事　□ 10 地盤の防蟻工事
□ 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事
<table>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑥子育て対応改修工事等</td><td>子育てに係る特例対象個人の負担を軽減するための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替
□ 1 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
□ 2 対面式キッチンへの交換工事　□ 3 開口部の防犯性を高める工事
□ 4 収納設備を増設する工事　□ 5 開口部・界壁・界床の防音性を高める工事
□ 6 間取り変更工事</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">上記と併せて行う第1号工事～第6号工事</td><td>第1号工事</td><td>□ 1 増築　□ 2 改築　□ 3 大規模の修繕　□ 4 大規模の模様替</td></tr>
<tr><td>第2号工事</td><td>1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 1 床の過半の修繕又は模様替　□ 2 階段の過半の修繕又は模様替
□ 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替　□ 4 壁の過半の修繕又は模様替</td></tr>
<tr><td>第3号工事</td><td>次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替
□ 1 居室 □ 2 調理室　□ 3 浴室　□ 4 便所　□ 5 洗面所 □ 6 納戸
□ 7 玄関 □ 8 廊下</td></tr>
<tr><td>第4号工事
（耐震改修工事）
※①の工事を実施していない場合のみ選択</td><td>次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替
□ 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定
□ 2 地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>第５号工事
（バリアフリー改修工事）
※②の工事を実施していない場合のみ選択</td><td colspan="4">高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替

□ １ 通路又は出入口の拡幅　□ ２ 階段の勾配の緩和　□ ３ 浴室の改良
□ ４ 便所の改良　□ ５ 手すりの取付　□ ６ 床の段差の解消
□ ７ 出入口の戸の改良　□ ８ 床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第６号工事
（省エネ改修工事）
※③の工事を実施していない場合のみ選択</td><td rowspan="4">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替
□ １ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事
□ ２ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
□ ３ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事

上記１から３のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ ４ 天井等の断熱性を高める工事　□ ５ 壁の断熱性を高める工事
□ ６ 床等の断熱性を高める工事
<table><tr><td>地域区分</td><td>□ １ １地域　□ ２ ２地域　□ ３ ３地域
□ ４ ４地域　□ ５ ５地域　□ ６ ６地域
□ ７ ７地域　□ ８ ８地域</td></tr><tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td>□ １ 等級１　□ ２ 等級２　□ ３ 等級３</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="4">認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td><td colspan="2">次に該当する修繕又は模様替
□ １ 窓

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ ２ 天井等　□ ３ 壁　□ ４ 床等</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td>住宅性能評価書により証明される場合</td><td colspan="2">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替
□ １ 窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ ２ 天井等の断熱性を高める工事
□ ３ 壁の断熱性を高める工事
□ ４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10"></td><td rowspan="10"></td><td rowspan="8"></td><td>地域区分</td><td colspan="2">□ 1　1地域　　□ 2　2地域
□ 3　3地域　　□ 4　4地域
□ 5　5地域　　□ 6　6地域
□ 7　7地域　　□ 8　8地域</td></tr>
<tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1　等級1　□ 2　等級2　□ 3　等級3</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1　断熱等性能等級2
□ 2　断熱等性能等級3
□ 3　断熱等性能等級4以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="9">増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</td><td colspan="3">エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替
□ 1　窓の断熱性を高める工事
上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 2　天井等の断熱性を高める工事
□ 3　壁の断熱性を高める工事
□ 4　床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">□ 1　1地域　　□ 2　2地域
□ 3　3地域　　□ 4　4地域
□ 5　5地域　　□ 6　6地域
□ 7　7地域　　□ 8　8地域</td></tr>
<tr><td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1　等級1　□ 2　等級2　□ 3　等級3</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の断熱等性能等級</td><td colspan="2">□ 1　断熱等性能等級3
□ 2　断熱等性能等級4以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>

（２）実施した工事の内容

（３）実施した工事の費用の額等

① 住宅耐震改修			
	ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
	イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
		「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額		円
	エ ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ ウからエを差し引いた額		円
② 高齢者等居住改修工事等			
	ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有 □無
		「有」の場合 交付される補助金等の額	円
	ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ ウと200万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ ウからエを差し引いた額		円

③　一般断熱改修工事等			
	ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円
④　多世帯同居改修工事等			
	ア　当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円
⑤　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合）			
	ア　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該住宅耐震改修又は当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	キ　ウ及びカの合計額		円
	ク　キと250万円（対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のうちいずれか少ない金額		円
	ケ　キからクを差し引いた額		円

⑥　耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）			
	ア　当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	カ　エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	キ　当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	ク　当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ケ　キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	コ　ウ、カ及びケの合計額		円
	サ　コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額		円
	シ　コからサを差し引いた額		円
⑦　子育て対応改修工事等			
	ア　当該子育て対応改修工事等に係る標準的な費用の額		円
	イ　当該子育て対応改修工事等に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
	「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
	エ　ウと250万円のうちいずれか少ない金額		円
	オ　ウからエを差し引いた額		円

⑧　①ウ、②ウ、③ウ、④ウ及び⑦ウの合計額		円
⑨　①エ、②エ、③エ、④エ及び⑦エの合計額		円
⑩　①オ、②オ、③オ、④オ及び⑦オの合計額		円
⑪　②ウ、④ウ、⑤キ及び⑦ウの合計額		円
⑫　②エ、④エ、⑤ク及び⑦エの合計額		円
⑬　②オ、④オ、⑤ケ及び⑦オの合計額		円
⑭　②ウ、④ウ、⑥コ及び⑦ウの合計額		円
⑮　②エ、④エ、⑥サ及び⑦エの合計額		円
⑯　②オ、④オ、⑥シ及び⑦オの合計額		円
⑰　⑨、⑫又は⑮のうちいずれか多い額(10%控除分)		円
⑱　⑧、⑪又は⑭のうちいずれか多い額		円
⑲　⑩、⑬又は⑯のうち⑱の金額に係る額		円
⑳　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事		
ア　①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦の改修工事と併せて行われた第１号工事～第６号工事に要した費用の額		円
イ　⑳の改修に係る補助金等の交付の有無		□有　□無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ　アからイを差し引いた額		円
㉑　⑱の金額と⑲及び⑳ウの合計額のうちいずれか少ない額		円
㉒　1,000万円から⑰を引いた残りの額（０円未満となる場合は０円）		円
㉓　㉑と㉒の金額のうちいずれか少ない額（５％控除分）		円

４．償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合
（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）

（１）実施した工事の種別

<table>
<tr><td>第１号工事</td><td colspan="4">☐ １ 増築　☐ ２ 改築　☐ ３ 大規模の修繕　☐ ４ 大規模の模様替</td></tr>
<tr><td>第２号工事</td><td colspan="4">共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替
☐ １　床の過半の修繕又は模様替　☐ ２　階段の過半の修繕又は模様替
☐ ３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　☐ ４　壁の過半の修繕又は模様替</td></tr>
<tr><td>第３号工事</td><td colspan="4">次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替
☐ １ 居室　☐ ２ 調理室　☐ ３ 浴室　☐ ４ 便所　☐ ５ 洗面所　☐ ６ 納戸
☐ ７ 玄関　☐ ８ 廊下</td></tr>
<tr><td>第４号工事（耐震改修工事）</td><td colspan="4">次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替
☐ １ 建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定
☐ ２ 地震に対する安全性に係る基準</td></tr>
<tr><td>第５号工事（バリアフリー改修工事）</td><td colspan="4">バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替
☐ １ 通路又は出入口の拡幅　☐ ２ 階段の勾配の緩和　☐ ３ 浴室の改良
☐ ４ 便所の改良　☐ ５ 手すりの取付　☐ ６ 床の段差の解消
☐ ７ 出入口の戸の改良　☐ ８ 床材の取替</td></tr>
<tr><td rowspan="11">第６号工事（省エネ改修工事）</td><td rowspan="2">全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合</td><td colspan="3">省エネルギー化のための修繕又は模様替
☐ １ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
☐ ２ 天井等の断熱性を高める工事　☐ ３ 壁の断熱性を高める工事
☐ ４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">☐ １ １地域 ☐ ２ ２地域 ☐ ３ ３地域 ☐ ４ ４地域
☐ ５ ５地域 ☐ ６ ６地域 ☐ ７ ７地域 ☐ ８ ８地域</td></tr>
<tr><td rowspan="9">改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合</td><td rowspan="9">住宅性能評価書により証明される場合</td><td colspan="3">省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替
☐ １ 窓の断熱性を高める工事

上記１と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
☐ ２ 天井等の断熱性を高める工事
☐ ３ 壁の断熱性を高める工事
☐ ４ 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td colspan="2">☐ １１地域 ☐ ２２地域 ☐ ３３地域
☐ ４４地域 ☐ ５５地域 ☐ ６６地域
☐ ７７地域 ☐ ８８地域</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅の省エネ性能</td><td colspan="2">☐ １ 断熱等性能等級４
☐ ２ 一次エネルギー消費量等級４以上及び断熱等性能等級３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住宅性能評価書を交付した登録住宅</td><td>名　称</td><td></td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅性能評価書の交付年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合</td><td colspan="2">省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替
□ 1 窓の断熱性を高める工事

上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替
□ 2 天井等の断熱性を高める工事
□ 3 壁の断熱性を高める工事
□ 4 床等の断熱性を高める工事</td></tr>
<tr><td>地域区分</td><td>□ 1 1地域 □ 2 2地域 □ 3 3地域
□ 4 4地域 □ 5 5地域 □ 6 6地域
□ 7 7地域 □ 8 8地域</td></tr>
<tr><td>改修工事後の住宅省エネ性能</td><td>□ 1 断熱等性能等級4
□ 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3</td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第 号</td></tr>
<tr><td>長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年 月 日</td></tr>
<tr><td>第7号工事（給排水管・雨水の浸入を防止する部分に係る工事）</td><td colspan="4">□ 1 給水管に係る修繕又は模様替
□ 2 排水管に係る修繕又は模様替
□ 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替</td></tr>
</table>

（2）実施した工事の内容

（3）実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

第１号工事～第７号工事に要した費用の総額	円

② 特定の増改築等のうち、第１号工事～第６号工事に要した費用の額

第１号工事～第６号工事に要した費用の額	円

③ 特定の増改築等のうち、第４号工事、第５号工事、第６号工事又は第７号工事に要した費用の額

ア　第４号工事に要した費用の額	円
イ　第５号工事に要した費用の額	円
ウ　第６号工事に要した費用の額	円
エ　第７号工事に要した費用の額	円

Ⅱ．固定資産税の減額

１－１．地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	□ １　地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修

１－２．地方税法附則第15条の９の２第１項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 □ １　増築　□ ２　改築　□ ３　修繕　□ ４　模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第　　号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年　月　日

２．熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種別及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	□ １　天井等の断熱性を高める改修工事	
			□ ２　壁の断熱性を高める改修工事	
			□ ３　床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事		□ ４　太陽熱利用冷温熱装置	型式：
			□ ５　潜熱回収型給湯器	型式：
			□ ６　ヒートポンプ式電気給湯器	型式：
			□ ７　燃料電池コージェネレーションシステム	型式：
			□ ８　エアコンディショナー	型式：
			□ ９　太陽光発電設備	型式：
	工事の内容			

<table>
<tr><td colspan="3">熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">ア　断熱改修工事に係る費用の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">イ　断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無</td><td>□ 有　　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>「有」の場合</td><td>ウ　交付される補助金等の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">①　アからウを差し引いた額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">エ　断熱改修工事と併せて行った４から９までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事の費用の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">オ　エの工事に係る補助金等の交付の有無</td><td>□ 有　　□ 無</td></tr>
<tr><td></td><td>「有」の場合</td><td>カ　交付される補助金等の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">②　エからカを差し引いた金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="4">工事費用の確認（下記③又は④のいずれかの該当するチェックボックスにレ点を入れること）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">③　①の金額が60万円を超える</td><td>□ 左記に該当する</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">上記③に該当しない場合
④　①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円を超える</td><td>□ 左記に該当する</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定主体</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画の認定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の９の２に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年　　月　　日

（1）証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏　　名			印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名　　称			
	所　在　地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

（2）証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名　　称				印
	住　　所				
	指定年月日及び指定番号				
	指定をした者				
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏　　名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登　録　番　号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別		登　録　番　号	
				登録を受けた地方整備局等名	

（３）証明者が登録住宅性能評価機関の場合

<table>
<tr><td rowspan="4">証明を行った登録住宅性能評価機関</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日及び指定番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">登録をした者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築基準適合判定資格者の場合</td><td rowspan="2">一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
</table>

（４）証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

<table>
<tr><td rowspan="3">証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人</td><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者</td><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築士の場合</td><td rowspan="2">一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築基準適合判定資格者の場合</td><td rowspan="2">一級建築基準適合判定資格者又は二級建築基準適合判定資格者の別</td><td rowspan="2"></td><td>登　録　番　号</td><td></td></tr>
<tr><td>登録を受けた地方整備局等名</td><td></td></tr>
</table>

（用紙　日本産業規格　Ａ４）